

自然災害発生時における業務継続計画

法人名	(株) コミュニティ リハビリテーション	種別	障害児通所サービス
代表者	名倉 達也	管理者	名倉 佳代子
所在地	掛川市板沢 864-1	電話番号	0537-54-2119

目次

1. 総論	1
(1) 基本方針	1
(2) 推進体制	1
(3) リスクの把握	1
① ハザードマップなどの確認.....	1
② 被災想定	2
(4) 優先業務の選定	2
① 優先する事業	2
② 優先する業務	3
(5) 研修・訓練の実施、B C P の検証・見直し	3
① 研修・訓練の実施	3
② B C P の検証・見直し	3
2. 平常時の対応	4
(1) 建物・設備の安全対策	4
① 人が常駐する場所の耐震措置	4
② 設備の耐震措置	4
③ 水害対策	4
(2) 電気が止まった場合の対策	4
(3) ガスが止まった場合の対策	5
(4) 水道が止まった場合の対策	5
① 飲料水	5
② 生活用水	5
(5) 通信が麻痺した場合の対策	5
(6) システムが停止した場合の対策	5
(7) 衛生面（トイレ等）の対策	6
① トイレ対策	6
② 汚物対策	6
(8) 必要品の備蓄	6
(9) 資金手当て	7
3. 緊急時の対応	8
(1) B C P 発動基準	8
(2) 行動基準	8
(3) 対応体制	9
(4) 対応拠点	10
(5) 安否確認	10

① 利用者の安否確認	10
② 職員の安否確認	10
(6) 職員の参集基準	10
(7) 重要業務の継続	12
(8) 職員の管理(ケア)	12
① 休憩・宿泊場所	12
② 勤務シフト	12
(10) 復旧対応	13
① 破損個所の確認	13
② 業者連絡先一覧の整備	13
③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）	13
4. 他施設との連携	14
(1) 連携体制の構築	14
① 連携先との協議	14
② 連携協定書の締結	14
③ 地域のネットワーク等の構築・参画	15
(2) 連携対応	15
① 事前準備	15
② 利用者情報の整理	16
③ 共同訓練	16
5. 地域との連携	17
(1) 被災時の職員の派遣	17
(2) 福祉避難所の運営	17
① 福祉避難所の指定	17
② 福祉避難所開設の事前準備	17
6. 通所系・固有事項	18
<更新履歴>	18

1. 総論

(1) 基本方針

本計画は、大地震等の自然災害や感染症のまん延などをはじめとした突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断せざるを得なくなつた場合であつても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示すものである。

(2) 推進体制

(記入フォーム例)

主な役割	部署・役職	氏名	補足
総括責任	災害対策委員長	名倉達也	
BCP の策定及び見直し	BCP 策定責任者	名倉達也	
職員への研修・訓練の計画	研修責任者	名倉佳代子	

(3) リスクの把握

① ハザードマップなどの確認

掛川市防災ガイドブック 2022 版

※資料参照

(https://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/fs/3/2/4/0/8/1/_kakegawaguidebook.pdf)

② 被災想定

掛川市地震・津波対策アクションプログラムより抜粋

<項目例>

<南海トラフ巨大地震>

県西部地域の一部で震度7の揺れが想定。その他の地域は震度6強と想定される。

交通被害

道路：国道1号線および緊急輸送路を含む多数の箇所で浸水や道路陥没等が予想される

ライフライン

上水：発生直後は99%が断水。7日後の断水率64%

下水：発生直後は99%に機能支障。7日後の機能支障は約11%

電気：発生直後は89%が停電。7日後の停電率は5%

通信：固定電話は発生直後は90%が不通。7日後の不通は6%

携帯電話は発生直後は9%が不通。発生1日後は82%、発生7日後は11%が不通

【自施設で想定される影響】

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
電力							復旧	→	→
飲料水	備蓄	備蓄							
生活用水							復旧	→	→
携帯電話	復旧	不通	復旧	→	→	→	→	→	→
メール	復旧	不通	復旧	→	→	→	→	→	→

(4) 優先業務の選定

① 優先する事業

<優先する事業>

(1) 放課後等デイサービス

(2) 児童発達支援

<当座休止する事業>

(1) 保育所等訪問支援

(2) 居宅訪問型児童発達支援

② 優先する業務

優先業務	必要な職員数			
	午前	午後		
放課後等デイサービス	6 人	6 人		
児童発達支援	6 人	6 人		

(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

① 研修・訓練の実施

訓練実施の方針、頻度、概要等について記載する。

年 2 回実施が求められている消火訓練及び避難訓練に合わせて、年 1 回は研修を実施し、年 1 回は訓練を実 施する。

② BCP の検証・見直し

災害対策委員会は、職員から業務継続計画(BCP)について改善すべき事項について意見を聞くこととし、 その内容を災害対策委員会の議論に反映する。

2. 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
建物		新耐震基準設計のもの

② 設備の耐震措置

対象	対応策	備考
書庫	転倒防止対策	
消火器など	消火器などの設備点検	

③ 水害対策

対象	対応策	備考
浸水による危険性の確認	毎月 1 回点検を実施。	
外壁のひび割れ、欠損、膨らみ	毎月 1 回点検を実施。	
暴風雨による危険性の確認	消防訓練の際に、災害対策委員会で点検する。	
周囲に倒れそうな樹木、飛散しそうなものはないか	消防訓練の際に、災害対策委員会で点検する。	

(2) 電気が止まった場合の対策

被災時に稼動させるべき設備と自家発電機もしくは代替策を記載する。

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
情報機器;PC	バッテリー充電器の用意
冷蔵庫、冷凍庫	夏場は暑さ対策として保冷材等用意
照明器具	懐中電灯、乾電池の用意
暖房機器	毛布、カイロ

(3) ガスが止まった場合の対策

被災時に稼動させるべき設備と代替策を記載する。

稼働させるべき設備	代替策
ガスの使用なし	

(4) 水道が止まった場合の対策

① 飲料水

職員と利用者数×2L×1 日分の飲料水を確保し、保存期間に留意。

② 生活用水

簡易タンクに 15L 貯水しておく。(要検討)

(5) 通信が麻痺した場合の対策

固定電話 1 台

事業所の携帯電話 4 台

職員個人の携帯（全員ライン可）

バッテリーの購入予定

(6) システムが停止した場合の対策

データの喪失に備えて、最新データにバックアップを行う。

データは HDD とクラウドの双方でバックアップ

重要書類は、紙で保管。

(7) 衛生面（トイレ等）の対策

被災時は、汚水・下水が流れなくなる可能性があるため、衛生面に配慮し、トイレ・汚物対策を記載する。

① トイレ対策

【利用者】

- 1 簡易トイレ及び消臭固形剤を備蓄しておく。
- 2 電気・水道が止まった場合
 - (1)速やかに簡易トイレを所定の箇所に設置し、そちらを利用する。
 - (2)排泄物や使用済みのおむつなど、所定のごみ置き場へ保管する。
 - (3)汚物には、消臭固形剤を使用する。

【職員】

- 1 利用者とは別に、職員の簡易トイレ(仮設トイレ)、生理用品は備蓄しておく。
- 2 電気・水道が止まった場合は、速やかに簡易トイレを所定の箇所に設置し、そちらを利用する。
- 3 その他利用者に準ずる。

② 汚物対策

排泄物や使用済みのオムツなどの汚物の処理方法を記載する。

排泄物などは、ビニール袋に入れて消臭固形剤を使用して密閉し、利用者の出入りのない空間へ衛生面に留意して隔離、保管しておく。 消臭固形剤を使用した汚物は、燃えるごみとして処理が可能である。

(8) 必要品の備蓄

【飲料・食品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当

【医薬品・衛生用品・日用品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当

【備品】

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当

(9) 資金手当て

手元金(常時、金庫で 1000 円×20 枚=2 万円)
地震火災保険

3. 緊急時の対応

(1) BCP 発動基準

地震の場合、水害の場合等に分けて BCP を発動する基準を記載する。

【地震による発動基準】

掛川市周辺において、震度 6 以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱を総合的に勘案し、管理者が必要と判断した場合、管理者の指示により BCP を発動し、対策本部を設置する。

【水害による発動基準】

- ・大雨警報(土砂災害)、洪水警報が発表されたとき。
- ・台風により高潮注意報が発表されたとき。

また、管理者が不在の場合の代替者も決めておく。

管理者	代替者①	代替者②
名倉佳代子	名倉達也	植田理恵

(2) 行動基準

発災時の個人の行動基準を記載する。

- 発災時の行動指針は、下記の通りとする。
- 1 自身及び利用者の安全確保
 - 2 二次災害への対策(火災や建物の倒壊など)
 - 3 地域との連携
 - 4 情報発信

平常時 日常点検 訓練/見直し 情報交換 情報共有

↓

直後 命を守る行動 (安全確保、避難)

↓

当日 二次災害対策 (避難場所の確保等)

↓

体制確保後 事業再開

↓

体制回復後 通常営業・業務

↓

完全復旧後 評価・反省・見直し

○連携

事業所間連携、行政、関係機関連携

○情報発信

利用者家族安否情報、事業所情報

○支援体制確保(人員、物資等)

(3) 対応体制

【地震防災活動】管理者

地震災害応急対策の実施全般について一切の指揮を行う。

【情報班】児童発達支援管理責任者

行政と連絡をとり、正確な情報の入手に努めるとともに適切な指示を仰ぎ、管理者に報告するとともに、利用家族へ利用者の状況を連絡する。活動記録をとる。

【消火班】リハスタッフ

地震発生直後直ちに火元の点検、発火の防止に万全を期すとともに、発火の際には消火に努める。

【応急物資班】リハスタッフ

食料、飲料水の確保に努めるとともに、飲料水等の配布を行う。

【安全指導班】管理者

利用者の安全確認、施設設備の損傷を確認し報告する。管理者の指示がある場合は利用者の避難誘導を行う。家族への引継ぎを行う。

【救護班】看護スタッフ

負傷者の救出、応急手当及び病院などへの搬送を行う。

【地域班】保育士

地域住民や近隣の福祉施設と共同した救護活動、ボランティア受け入れ 体制の整備対応を行う。

(4) 対応拠点

緊急時対応体制の拠点となる候補場所を記載する（安全かつ機能性の高い場所に設置する）。

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
訓練室	事務室	

(5) 安否確認

① 利用者の安否確認

【安否確認ルール】

震災発生時は、電話、SNS 等にて利用者の安否確認を行う。お預かり時に負傷者が発生した場合には応急処置を行い、必要な場合は湘南鎌倉総合病院 へ搬送する。

【医療機関への搬送方法】

中東遠総合医療センターにて対応

② 職員の安否確認

【施設内】

職員の安否確認は、利用者の安否確認とあわせて行い、管理者に報告する。

【自宅等】

自宅等で被災した場合(自地域で震度 5 強以上)は、1 電話、2SNS、3 災害用伝言 ダイヤルで、事業所に自身の安否情報を報告する。報告する事項は、自身・家族が無事かどうか、出勤可否を確認する。

(6) 職員の参集基準

1 震度 5 強以上の揺れが発生した場合は、職員から事業所に連絡をとり、30 分以上連絡が取れない場合は、安全を確保しながら参集する。

2 自らまたは家族が被災した場合や、交通機関、道路などの事情で参集が難しい場合は、参集しなくてよい。

施設内外での避難場所・避難方法

【施設内】

	第1避難場所	第2避難場所
避難場所	建物南側	
避難方法	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者がいる場合は、安全に留意しながら利用者の誘導を行う。 ・避難場所を大声で周知しながら集合する。 ・天井からの落下物に留意する。 ・避難時は極力、靴を履く。 	

【施設外】

	第1避難場所	第2避難場所
避難場所	掛川特別支援学校	
避難方法	<ul style="list-style-type: none"> ・避難時は靴を履く。 ・利用者がいる場合は安全に留意しながら利用者の誘導を行う。 ・車や落下物に注意する。 ・避難にあたっては、事業所内に残された人がいないか、大声で確認しながら避難する。 ・避難時持ち出し袋を忘れずに。 	

(7) 重要業務の継続

経過目安	発生後 6 時間	発災後 1 日	発災後 3 日	発災後 7 日
職員数	出勤率 50%	出勤率 70%	出勤率 90%	出勤率 90%
	4 名	5 名	6 名	6 名
在庫量	90%	70%	20%	20%
ライフライン	停電、断水	停電、断水	断水	断水
重要業務 の基準	医療的ケア・ 食事中心、その他は減少・休止	ほぼ通常、一部 減少・休止	ほぼ通常	ほぼ通常
医療的ケア	必要に応じて	必要に応じて	ほぼ通常	ほぼ通常
食事の回数	減少	朝・昼・夕	ほぼ通常	ほぼ通常
食事支援	必要な方に支援	必要な方に支援	ほぼ通常	ほぼ通常
排泄支援	必要な方に支援	必要な方に支援	ほぼ通常	ほぼ通常

(8) 職員の管理(ケア)

① 休憩・宿泊場所

震災発生後、職員が長期間帰宅できない状況も考えられるため、候補場所を検討し、指定してください。

休憩場所	宿泊場所
スタッフルーム	

② 勤務シフト

【災害時の勤務シフト原則】

可能な限り全員出勤

出勤数に応じた業務を行う

(10) 復旧対応

① 破損箇所の確認

<建物・設備の被害点検シート例>

対象		状況（いずれかに○）	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	
	電気	通電／不通	
	水道	利用可能／利用不可	
	電話	通話可能／通話不可	
	インターネット	利用可能／利用不可	
	送迎車	利用可能／利用不可	
室内	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	キャビネット	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	
	壁面	破損あり／被害なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	

② 業者連絡先一覧の整備

業者名	連絡先	業務内容
エストラスト		通信関係全般
サーラ		医療機器

③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

情報発信にあたっては、法人を含む合議を踏まえて行う。発表にあたっては、利用者及び職員のプライバシーにも配慮する。

4. 他施設との連携

(1) 連携体制の構築

① 連携先との協議

・生活介護事業所 びのほーぶ

掛川市杉谷南 1-1-26 0537-29-5858

人的支援（職員の施設間派遣など） 物的支援(不足物資の援助、運搬など)

② 連携協定書の締結

地域との連携に関する協議が整えば、その証として連携協定書を締結し、写しを添付する。

現在検討中

③ 地域のネットワーク等の構築・参画

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容
社会福祉法人草笛の会	0537-73-4665	コンサルティング
社会福祉法人和松会	0537-73-2662	コンサルティング

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容
掛川東病院	0537-23-7111	嘱託医

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
掛川市役所福祉課	0537-21-1139	
掛川特別支援学校	0537-29-6791	

（2）連携対応

① 事前準備

事業関連系

- ・防災研修
- ・利用者受け入れ相談
- ・相互交流

地域交流

- ・事業所の情報発信
- ・被災時の連絡交換

※連携協定は今後検討、協議

② 利用者情報の整理

緊急連絡先カード参照

③ 共同訓練

連携先と共同で行う訓練概要について記載する。

防災訓練について参加をお願いする

連絡を密にとる

5. 地域との連携

(1) 被災時の職員の派遣

(災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録)

地域の災害福祉支援ネットワークの協議内容等について確認し、災害派遣福祉チームのチーム員としての登録を検討する。

今後検討する

(2) 福祉避難所の運営

① 福祉避難所の指定

福祉避難所の指定を受けた場合は、自治体との協定書を添付するとともに、受入可能人数、受入場所、受入期間、受入条件など諸条件を整理して記載する。

社会福祉施設の公共性を鑑みれば、可能な限り福祉避難所の指定を受けることが望ましいが、仮に指定を受けない場合でも被災時に外部から要援護者や近隣住民等の受入の要望に沿うことができるよう上記のとおり諸条件を整理しておく。

今後検討する

② 福祉避難所開設の事前準備

福祉避難所として運営できるように事前に必要な物資の確保や施設整備などを進める。

また、受入にあたっては支援人材の確保が重要であり、自施設の職員だけでなく、専門人材の支援が受けられるよう社会福祉協議会などの関係団体や支援団体等と支援体制について協議し、ボランティアの受入方針等について検討しておく。

今後検討する

6. 通所系・固有事項

【平時からの対応】

サービス提供中に被災した場合に備え、緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先や連絡手段(固定電話、携帯電話、メール等)を把握しておく。

平常時から、地域の避難方法や避難場所に関する情報に留意し、地域の関係機関(行政、自治会、事業所団体等)と良好な関係を作るよう工夫する。

【災害が予想される場合の対応】

台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止・縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめその基準を定めておくとともに、利用者やその家族にも説明する。

【災害発生時の対応】

サービス提供を長時間休止する場合は、必要に応じて、他事業所のサービス等への変更を検討する。

利用中に被災した場合は、利用者の安否確認後あらかじめ把握している緊急連絡先を活用し、利用者家族への安否状況の連絡を行う。利用者の安全確保や家族への連絡状況を踏まえ、順次利用者の帰宅を支援する。その際、送迎者の利用が困難な場合も考慮して手段を検討する。帰宅にあたっては利用者家族の協力も得る。

関係機関とも連携しながら事業所での宿泊や近くの避難所への移送等で対応する。

<更新履歴>

更新日	更新内容	更新者
令和4年8月1日	自然災害発生時における業務継続計画作成	名倉達也